

# 救急車における転院搬送ガイドライン

日南市消防本部

令和4年3月改訂

## 1 目的

このガイドラインは、救急業務としての転院搬送を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 定義

「転院搬送」とは医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関へ搬送することをいう。

## 3 転院搬送の要件

救急業務としての転院搬送は、原則として以下の(1)及び(2)の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関(以下「要請医療機関」という。)の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施する。

検査目的等によるものや、急性期を脱しリハビリ等の目的のための転院に救急車を利用するいわゆる『下り搬送』は原則みとめられません。

### (1) 緊急性

緊急に処置が必要であること。

### (2) 専門医療等の必要性

要請医療機関では困難な、下記のいずれかの医療が必要であること。

ア 高度医療

イ 専門医療

ウ 緊急の手術等

## 4 転院搬送の実施にあたり必要な事項

### (1) 搬送先医療機関の選定

あらかじめ要請医療機関において行い、受入れの承諾を得ておくこと。

### (2) 救急自動車への同乗

転院搬送にあたっては、原則として医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請医療機関が患者、家族及び搬送先医療機関に説明をし、承諾を得ること。

なお、医師等が同乗できない場合でも、要請医療機関は、患者の容体変化や搬送時間を見込んだ処置、また搬送途上において救急隊が指示・助言を仰げるよう、対処できる体制をとること。

### (3) 転院搬送の範囲に関する事項

搬送先医療機関の選定にあたって、管轄区域を超える場合は、長時間、救急車が1台不足となるため、消防体制の維持の観点から可能な限り救急業務の支障とならないよう、所要時間や距離等を考慮し、原則として隣接する市への搬送とすること。

(4) 転院搬送を前提に傷病者を受入れた場合の対応

あらかじめ転院搬送を前提として傷病者の受入れを行った医療機関は、要件を満たさなくても電話での転院搬送の要請ができること。

5 手続

(1) 要請方法

要請医療機関は、「転院搬送依頼書（別紙様式）」（以下、「依頼書」という。）に必要事項を記入し、管轄消防本部に 119 番通報をした後、119Fax 受付へ送信するか、119 番通報後、救急車が到着するまでに依頼書を作成し、救急車が到着時、送付済の場合も含め、救急隊に依頼書原本を手交すること。

(2) 搬送時の引継ぎ等

要請医療機関は、救急隊の到着に備え搬送の準備をしておくこと。また、担当医師等は、搬送に必要な傷病者の情報提供を行うこと。

6 その他

(1) 医師等の帰院について

次の救急要請に備えるため、同乗された医師、看護師を要請元医療機関へ送ることは原則できません。

(2) 調査・検証

消防本部は、必要に応じて、転院搬送の活動記録に基づいた実施状況について、調査・検証を行うこと。

7 附則

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 5 月 30 日改訂

令和 4 年 3 月 1 日改訂